第１０６号議案

中野区立学童クラブ条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和８年１１月２６日

提出者　中野区長　　酒　　井　　直　　人

（提案理由）

中野本郷学童クラブの位置を改める必要がある。

# 中野区立学童クラブ条例の一部を改正する条例

中野区立学童クラブ条例（平成１２年中野区条例第５７号）の一部を次のように改正する。

別表中野区立中野本郷学童クラブの項中「東京都中野区本町四丁目８番１６号」を「東京都中野区本町四丁目２７番３号」に改める。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。